

奈良市包括的道路維持管理業務委託

要求水準書

令和 8 年度

奈良市建設部道路維持課

# 目 次

## 第 1 章 総則

1 要求水準書の位置付け .....	1
2 要求水準の達成 .....	1
3 要求水準書の見直し .....	1
4 その他 .....	2

## 第 2 章 業務概要

1 業務件名 .....	3
2 業務目的 .....	3
3 履行期間 .....	3
4 対象区域 .....	3
5 業務範囲 .....	3
6 委託料等 .....	5
7 関係法令、行政計画・要領・基準類 .....	6

## 第 3 章 要求水準

1 業務全体の要求水準 .....	8
2 実施体制 .....	9
3 総価契約業務の要求水準 .....	14
(1) 統括マネジメント業務の要求水準 .....	14
(2) コールセンター業務の要求水準 .....	17
(3) 巡回業務の要求水準 .....	20
(4) 交通安全確保業務の要求水準 .....	21
(5) 災害対応業務の要求水準 .....	22
(6) 補修・修繕業務の要求水準 .....	23
(7) 案内標識等管理業務の要求水準 .....	23
(8) 植栽管理業務の要求水準 .....	24
(9) 害虫対応業務の要求水準 .....	25
(10) 清掃業務の要求水準 .....	25
(11) 法定外公共物等管理業務の要求水準 .....	27
(12) 埋設管 TV 調査業務の要求水準 .....	28

## 第1章 総則

### 1 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、「奈良市包括的道路維持管理業務委託（以下「本業務」という。）」の各種業務について、奈良市（以下「発注者」という。）が本業務を受注する民間事業者（以下「受注者」という。）に要求する業務の水準及び特記事項を示すものである。

本業務においては、受注者の持つ創意工夫及びノウハウの活用を期待し、性能発注 ※1）の手法を導入している。受注者は、委託対象区域で実施する各業務が本要求水準書に定められた所要の水準を満たし、市民等が安心・安全に道路施設の利用ができるように、適切な維持管理を行わなければならない。

なお、本要求水準書は、現時点において発注者が想定している基本的な水準を示すものであり、受注者が創意工夫によって要求水準を上回る提案をすることを妨げるものではない。

#### ※1）性能発注

性能発注とは、発注者が要求する性能を満たすことを目的とし、受注者が自ら手法を提案して行う委託方式である。

従来の公共事業においては、発注者が道路施設の構造、資材、施工方法、運営方法等について詳細な仕様を定めて発注（仕様規定型発注）してきた。一方、性能発注は、発注者が要求するサービス水準（性能）を受注者に提示し、サービス水準を遵守するための具体的な方法やプロセス等については、受注者の自由裁量に任せる発注方法である。

### 2 要求水準の達成

受注者は、本要求水準書に定める要求水準を達成するよう、業務を遂行しなければならない。そのうえで、受注者は、令和7年度から実施している奈良市包括的道路維持管理業務委託と同等以上の道路施設の安全性を保たなければならない。また、本業務で新たに加わった業務については、過年度に実施していた作業で得られる結果と同等以上の道路施設の状態を保たなければならない。

### 3 要求水準書の見直し

契約期間中に当初想定し得なかった事象が生じた際、本要求水準書の内容を見直すことで改善できる事項がある場合は、委託業務実施の途中段階であっても本要求水準書を見直すことができる。

なお、見直しにあたっては、発注者と受注者で協議のうえ、その内容を定める。

#### (1) 要求水準の見直し

発注者は、受注者と協議のうえ、業務期間中に要求水準を見直すことができる。要求水準の見直しは、次の場合に行う。

- ① 法令や各種指針、基準等が改正され、要求水準の変更が必要となった場合
- ② 発注者の事由により業務内容の変更が必要となった場合
- ③ その他、発注者が業務内容の変更を特に必要と認める場合

#### (2) 要求水準の見直しに伴う契約変更等

発注者と受注者は、要求水準の変更に伴い、必要に応じて契約変更等を行う。

(3) 要求水準書の内容に疑義が生じた場合の対応

要求水準について、発注者と受注者の間に解釈の相違がある場合は、発注者と受注者の間で協議する。

#### 4 その他

(1) 係争に対する措置

発注者及び受注者は、次の書類の解釈に疑義が生じた場合は、本業務の目的遂行を前提としたうえで、誠意を持って協議し解決を図る。

- ① 発注者が公募手続きにおいて配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書
- ② 受注者が応募手続きにおいて提出した業務計画等の提案資料
- ③ 発注者と受注者との間で締結された業務委託契約

(2) 管轄裁判所の指定

契約に係る紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(3) 本業務の継続が困難となった場合の措置

受注者の責めに帰すべき事由またはその他の事由により業務の継続が困難となった場合は、発注者と受注者で協議のうえ契約書の規定に基づき対応する。

(4) リスク分担

発注者と受注者の責任分担を明確化するため、本業務において想定されるリスクの責任分担は、別紙1の「リスク分担表」に示す。

(5) モニタリングの実施

本業務のモニタリングは、受注者が自ら実施する業績監視（以下「セルフモニタリング」という。）及び発注者が実施する業績監視（以下「モニタリング」という。）により実施する。

(6) 提出書類等

受注者は、発注者に提出しなければならない書類等を発注者が指定する期日までに必ず提出し、内容に変更等が生じた場合は、速やかに発注者と協議し承認を得ること。

## 第2章 業務概要

### 1 業務件名

奈良市包括的道路維持管理業務委託

### 2 業務目的

インフラの老朽化が進行する中、限られた人員、予算の中で市内の膨大な道路施設を維持管理するためには、従来の損傷発生後に対応する事後保全型管理から、点検、巡回及び市民通報等により得られる情報を活用し、劣化状況を把握したうえで計画的な修繕等を行う予防保全型管理（※2）へ転換する必要がある、維持管理業務の更なる効率化及び高度化（※3）が求められている。

このような社会背景をうけ、令和2年度に市民通報型の道路損傷等通報システムの運用を開始し、令和4年度には市内の一部地域において試験的に総括的道路維持管理業務を発注、令和5年度、令和6年度にも同様の業務委託を継続して実施、令和7年度には本格的に包括的道路維持管理業務委託を開始し、道路維持管理における包括的な管理手法の検証及び改善を進めてきたところである。

本業務は、これまで実施してきた総括的道路維持管理業務及び包括的道路維持管理業務委託の成果及び課題を踏まえて、ICTを活用した情報収集、データ管理及び分析を通じて、道路施設の予防保全型管理をさらに推進するとともに、市内全域を対象とした効率的かつ持続可能な道路維持管理体制を構築することを目的とする。

#### ※2）予防保全型管理

予防保全型管理とは、道路施設の損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う管理手法である。発注者は、本業務が実施されることにより、市民等の要望相談等が寄せられる前に、受注者がパトロールを実施し要望相談等に繋がる原因を事前に発見・対応することで、道路施設利用の満足度や市民サービスの向上に繋がることを期待している。

#### ※3）高度化

高度化とは、データ活用、予防保全、可視化、効率化、継続的改善へ転換することを意味し、従来からの事後保全型管理との違いが明確である業務手法を求めている。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年9月30日まで

#### (1) 事前準備期間

契約締結の翌日から令和8年9月30日まで

#### (2) 作業実施

- ① 令和8年度（令和8年10月1日から令和9年3月31日まで）
- ② 令和9年度（令和9年4月1日から令和9年9月30日まで）

### 4 対象区域

本業務の対象区域は、奈良市全域を対象とする。

### 5 業務範囲

#### (1) 受注者の業務範囲

受注者が本業務において実施する業務範囲は、道路施設に係る次の「表1 受注者の業務範囲」とする。本業務は、市民等からの通報及び要望相談等（以下「市民等からの通報等」という。）の対応については、平日の午前9時から午後5時までとし、休日及び夜間に発注者からの要請や要望等がある場合においては、緊急を要する業務として取り扱い、迅速な対応が可能となる体制を構築しなければならない。

表1 受注者の業務範囲

包括的道路維持管理に関する業務			
業務名	業務	作業内容	作業頻度・実施時期
統括マネジメント業務	①事前準備	業務計画書（作業内容・セルフモニタリング実施計画、実施体制等）の作成	事前準備期間
	②業務報告	市民等からの通報等日報による日常報告	1回/日
		緊急性の高い報告事項が発生した場合の緊急報告	速やかに実施
	③定例会議	定例会議の開催の調整・定期報告書等の作成	1回/月
	④セルフモニタリング	セルフモニタリングの実施	1回/月
コールセンター業務	⑤要望・相談受付	市民等からの要望・相談等の受付	平日午前9時から午後5時まで
	⑥所有者等調査・報告	通報内容を基に土地所有者等の調査・報告	速やかに実施
	⑦要望書の受理・対応	自治会組織等からの要望書の受理及び対応	速やかに実施
巡回業務	⑧定期巡回	道路施設の損傷等の巡回確認	1回以上/月
	⑨緊急巡回	災害や事故等の発生する恐れがある場合の巡回（発注者から指示があった場合も含む）	速やかに実施
交通安全確保業務	⑩交通安全確保	事故等の現場の応急対応・安全措置	速やかに実施
災害対応業務	⑪災害対応	道路施設の災害対応・災害前の事前巡回・災害時の緊急巡回	災害発生前後
補修・修繕業務	⑫舗装道補修・修繕	道路・歩道等の舗装補修・修繕	速やかに実施
	⑬施設補修・修繕	道路・歩道等の施設補修・修繕	
	⑭交通安全施設修繕	道路・歩道等の交通安全施設修繕	
案内標識等管理業務	⑮案内標識等管理	案内標識等の清掃・修理等	速やかに実施
植栽管理業務	⑯低木剪定	低木の剪定作業	適宜実施
	⑰中・高木剪定	中・高木の剪定作業	適宜実施
	⑱高木伐採	高木の伐採	倒木の危険時
	⑲草刈り・除草	除草（植樹樹、街渠、ILBの隙間等）	適宜実施
害虫対応業務	⑳害虫駆除	害虫駆除	速やかに実施
清掃業務	㉑道路・歩道清掃	指定する一級路線の清掃	1回以上/月
		発注者が指定するその他路線の清掃	速やかに実施

	②雨水枿清掃	雨水枿等の土砂除去（浚渫）、雨水人孔・管渠清掃 地下アンダーポンプピット浚渫	適宜実施
	③融雪剤散布・除雪	融雪剤散布・除雪	積雪予想時・ 積雪時に実施
法定外公共物等管理業務	④法定外公共物等管理	法定外公共物等の除草等の維持管理	速やかに実施
埋設管 TV 調査業務	⑤埋設管 TV 調査	埋設管 TV 調査	必要に応じ実施

(2) 発注者が受注者に別途発注する業務範囲

発注者が本業務以外に受注者に別途発注する業務範囲は、道路施設における次の「表2 発注者が別途発注する業務範囲」とする。

表2 発注者が別途発注する業務範囲

100万円超200万円以下の業務	道路維持管理業務全般
	(修繕補修、舗装等)

(3) 発注者の業務範囲

発注者は、「(1) 表1 受注者の業務範囲」に示す受注者の業務の実施における管理及び監督を行う。

## 6 委託料等

(1) 委託料の対象

本業務の委託料は「表1 受注者の業務範囲」を対象に総価契約を行う。

なお、補修・修繕業務については1件あたり100万円（税込）以下の業務を対象とする。

(2) 委託料の概算内訳

- ① 令和8年度（令和8年10月1日から令和9年3月31日まで）の委託料は、144,500,000円/年（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。  
都祁・月ヶ瀬地区については14,000,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。  
別途必要な場合は、協議すること。
- ② 令和9年度（令和9年4月1日から令和9年9月30日まで）の委託料は、144,500,000円/年（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。  
都祁・月ヶ瀬地区については14,000,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。  
別途必要な場合は、協議すること。
- ③ 発注者は、本業務の委託契約以外に1件あたり100万円（税込）超200万円（税込）以下の工事に係る工事費の予算額は、令和8年度44,500,000円/年、令和9年度44,500,000円/年を上限とし、別途発注とする。なお、上記工事については、工事発注を保証するものではない。

(3) 委託料の減額

発注者は、受注者が実施する本業務の要求水準を満たしていないことを確認した場合には、委託料を減額することができる。

## 7 関係法令、行政計画・要領・基準類

### (1) 適用法令等

- ① 受注者は、本業務の実施にあたり、契約書を遵守しなければならない。
- ② 受注者は、本業務の履行に必要な関係法令及び行政計画・要領・基準類を遵守しなければならない。また、関係法令及び行政計画・要領・基準類の改正等があった場合は、最新の法令等を遵守しなければならない。

### (2) 関係法令

本業務実施に係る主な関係法令は、次のとおりである。

- ① 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ② 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ③ 道路交通法（昭和 35 年法律 105 号）
- ④ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ⑤ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ⑥ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ⑧ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ⑨ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ⑪ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- ⑫ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ⑬ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ⑭ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ⑮ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ⑯ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑰ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ⑱ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ⑲ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律  
(昭和 54 年法律第 49 号)
- ⑳ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- ㉑ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）
- ㉒ 奈良市道路占用料に関する条例（昭和 28 年 4 月 1 日条例第 11 号）
- ㉓ 奈良市個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 23 日条例第 49 号）
- ㉔ その他関連法令・施行規則等

### (3) 行政計画・要領・基準類

本業務の実施に係る主な行政計画・要領・基準類は、次のとおりである。

- ① 「道路構造令の解説と運用」（令和 3 年 3 月 公益社団法人 日本道路協会）
- ② 「道路維持修繕要綱(改訂版)」（昭和 53 年 7 月 公益社団法人 日本道路協会）

- ③ 「道路の維持管理」(平成 30 年 3 月 公益社団法人 日本道路協会)
- ④ 「道路橋示方書・同解説 I～V」(平成 29 年 11 月 公益社団法人 日本道路協会)
- ⑤ 「コンクリート道路橋設計便覧」(令和 2 年 9 月 公益社団法人 日本道路協会)
- ⑥ 「コンクリート道路橋施工便覧」(令和 2 年 9 月 公益社団法人 日本道路協会)
- ⑦ 「コンクリート標準示方書 設計編」(令和 5 年 3 月 公益社団法人 土木学会)
- ⑧ 「解説・河川管理施設等構造令」(平成 12 年 1 月 公益社団法人 日本河川協会)
- ⑨ 「道路土工要綱」(平成 21 年 7 月 公益社団法人 日本道路協会)
- ⑩ 「舗装設計施工指針」(平成 18 年 2 月 公益社団法人 日本道路協会)
- ⑪ 「舗装性能評価法」(平成 25 年 4 月 公益社団法人 日本道路協会)
- ⑫ 「舗装調査・試験法便覧」(平成 31 年 3 月 公益社団法人 日本道路協会)
- ⑬ 「道路緑化技術基準・同解説」(平成 28 年 3 月 公益社団法人 日本道路協会)
- ⑭ 「土木構造物設計ガイドライン」(平成 31 年 3 月 国土交通省)
- ⑮ 「土木構造物設計マニュアル(案)土工構造物・橋梁編」  
(平成 11 年 11 月 一般社団法人 全日本建設技術協会)
- ⑯ 「土木構造物標準設計：建設省制定」(平成 12 年 9 月 一般社団法人 全日本建設技術協会)
- ⑰ 「道路橋補修便覧」(昭和 54 年 2 月 公益社団法人 日本道路協会)
- ⑱ 「道路橋補修・補強事例集」(平成 24 年 3 月 公益社団法人 日本道路協会)
- ⑲ 「道路橋定期点検要領」(平成 31 年 2 月 国土交通省)
- ⑳ 「橋梁定期点検要領」(平成 31 年 3 月 国土交通省 道路局 国道・技術課)
- ㉑ 「道路橋伸縮装置便覧」(昭和 45 年 4 月 公益社団法人 日本道路協会)
- ㉒ 「防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧」  
(令和 3 年 3 月 公益社団法人 日本道路協会)
- ㉓ 「視線誘導標設置基準・同解説」(昭和 59 年 10 月 公益社団法人 日本道路協会)
- ㉔ 「道路工事現場における標示施設等の設置基準」  
(昭和 37 年 8 月 30 日 道発第 372 号 道路局長通達)
- ㉕ 「奈良市土木工事標準仕様書」(平成 27 年 4 月 )
- ㉖ その他、関連要綱・各種基準等

### 第3章 要求水準

#### 1 業務全体の要求水準

##### (1) 管理水準

受注者は、通行者等の安全・安心を確保し、年間を通して快適に利用でき、良好な沿道景観が保てるよう道路施設の維持管理を行わなければならない。なお、道路施設の安全性は、次の「表3 管理水準」に基づき、適切な管理状態が保たれているか判断すること。

表3 管理水準

施設	箇所	分類	管理水準
道路 ・里道	路面 及び 附属 施設	補修・ 修繕	該当箇所を要因とし、通行者等が通常想定される利用範囲内で利用をしたときに、通行者等の身体及び財産に影響を与える恐れがある場合に対応すること（事故の発生が想定される場合等）。
		清掃	定期的な清掃を基本とし、緊急的な対応は、次の場合に行うこと。 ・支障物により、通行に支障がある場合（事故発生の可能性がある場合等）。 ・通行者等の身体及び財産に影響を与える場合。
		その他	発注者の管理する道路・里道以外については、各所有者または管理者が対応するため発注者へ報告すること。
	街路樹 ・ 植栽帯	剪定	定期的な剪定を基本とし、緊急的な対応は次の場合に行うこと。 ・通行に支障がある場合（民有地からの倒木による通行支障等）。 ・通行者等の身体及び財産に影響を与える場合。 ・民有地に枝等が越境している場合。
		伐採	通行者等の身体及び財産に影響を与える恐れがある場合または影響があった場合。
		草刈り・ 除草	通行に支障がある場合の緊急的な草刈り・除草を基本とする。
		害虫駆除	害虫により、通行者等の身体及び財産に影響を与える恐れがある場合または影響があった場合。
	案内 標識	その他	発注者の管理する街路樹・植栽帯以外については、各所有者または管理者が対応するため発注者へ報告すること。
		清掃	次の場合に清掃を行うこと。 ・通行者等の身体及び財産に影響を与える恐れがある場合または影響があった場合。 ・道路施設の寿命を短くする恐れのある場合。
		修繕	次の場合に修繕を行うこと。 ・通行者等の身体及び財産に影響を与える恐れがある場合または影響があった場合。 ・道路施設の寿命を短くする恐れのある場合。
		その他	・発注者の管理する案内標識以外については、所有者及び管理者が対応するため発注者へ報告すること。

## (2) 受注者の対応

受注者は、本業務の全ての業務において、市民等からの通報等を基に要望内容を把握し、現場の状況を確認したうえで迅速に対応すること。なお、受注者は、現場の状況確認及び作業必要性の判断並びに実施については、以下のとおりとする。

- ① 受注者は、現地の状況を迅速に把握し、発注者へ報告する。
- ② 受注者は、現地確認時において道路施設の安全性に問題がある場合は、直ちに二次被害が起きないように安全を確保し、その場で危険に関する注意喚起を行う。
- ③ 受注者は、緊急措置を講じる必要がある場合または即時対応が可能と判断した場合は、安全に十分配慮し、即時作業を行う。なお、天候等により対応や作業が困難な場合は、速やかに発注者に連絡し、作業を振り替える日時を協議調整する。
- ④ 受注者は、「表3 管理水準」に基づき、早期に措置を講じる必要があると判断した場合は、発注者と速やかに実施日時等を協議調整する。

## 2 実施体制

### (1) 技術者の配置

受注者は、本業務を実施するにあたり、次の「表4 業務責任者の配置」に基づき「統括責任者」及び「副統括責任者」を各1名配置しなければならない。

表4 業務責任者の配置

業務責任者	有資格
統括責任者 (1名)	次のいずれかに該当する資格を有し、かつ道路維持管理に関する業務について5年以上の実務経験を有する者でなければならない。 ① 1級または2級土木施工管理技士 ② 技術士（総合技術監理部門-建設-道路） ③ 技術士（建設部門-道路）
副統括責任者 (1名)	次の資格要件もしくは業務経験のいずれかを有しなければならない。 ① 1級または2級土木施工管理技士 ② 1級または2級造園施工管理技士 ③ 技術士（総合技術監理部門-建設または建設部門） ④ 道路維持管理に関する業務について、5年以上の実務経験を有する者

### (2) 総価契約の各業務に求める体制等

- ① 受注者は、「表1 受注者の業務範囲」に規定する各業務（統括マネジメント業務、コールセンター業務、巡回業務、交通安全確保業務、災害対応業務、補修・修繕業務、案内標識等管理業務、植栽管理業務、害虫対応業務、清掃業務、法定外公共物等管理業務、埋設管 TV 調査業務）の総価契約に係る作業実施時について、「表4 業務責任者の配置」に定める統括責任者及び副統括責任者のいずれか1名を現場に配置しなければならない。

なお、統括責任者及び副統括責任者を配置できない場合、同等の資格または実務経験を有する者を代理として指名し、事前に発注者の承認を得ることでこれに代えることができる。

- ② 総価契約の植栽管理業務のうち、低木剪定作業及び中・高木剪定・伐採作業を実施する場合は、次のいずれかの資格を有する技術者を配置しなければならない。

ア 1級または2級造園施工管理技士

イ 造園技能士1級

- ③ 対応可能時間等

受注者は、市民等からの通報等による作業等に対し、平日、休日、夜間を問わず終日対応することが可能な体制を構築し、対応しなければならない。

- ④ 受注者は、総価契約の各業務（統括マネジメント業務及びコールセンター業務を除く）において、建設業に携わる企業育成の観点から受注者の協力企業のみならず、奈良市域の企業にうまく業務を配分しなければならない。

### (3) 作業従事者の服装等

受注者は、作業従事者の服装について、清潔で安全な服装で、本市の道路維持管理作業であることを明示する腕章やベスト等を着用すること。

### (4) ICT を活用した受付及び報告体制の構築

受注者は、発注者が無償で貸与する道路管理システム及び GIS データを活用し、市民等からの通報等及び発注者への報告を速やかに実施する。

受注者は、発注者との現場状況及び連絡等並びに情報共有が円滑に進むよう、スマートフォンまたはタブレット等の通信機器を準備したうえで業務に携わること。

なお、平日の夜間及び休日に発生する道路損傷等による連絡は、グループで情報共有できるツール（以下「情報共有ツール」という。）を使用することを前提とし、受注者は情報共有ツールに係るアカウントを取得し、発注者の担当職員等関係者の連絡網を構築すること。

なお、業務遂行に係る機器（パソコン等）及びライセンスが必要なデータの導入費用並びに通信費等については、受注者の負担とする。

### (5) 保険等

受注者は、業務上のリスクを想定し、不測の事態に備えるため、本章第3項で規定する事前準備期間中に損害賠償責任保険等に加入すること。なお、本業務上のリスク分担については、別紙1の「リスク分担表」に示すものとする。

### (6) 受注者が業務遂行時に引き起こした事故等の報告及び対応

受注者は、業務遂行時は道路交通法及びその他関係法令を遵守するとともに、事故やトラブル等に対して十分注意し作業を行わなければならない。万が一、事故やトラブルが発生した場合は、速やかに発注者に第一報を連絡し、適正な処置及び対応を実施するとともに、発注者に書面にて報告しなければならない。

## (7) 建設副産物の搬出

- ① 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条の 3 第 1 項の規定により、産業廃棄物を排出する「排出事業者」となるため、産業廃棄物の運搬や処分を行う企業との契約は受注者が直接行い、処理責任を負わなければならない。
- ② 受注者は、産業廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、産業廃棄物が適正に処理されていることを確認するとともに、発注者に産業廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の写しを提出すること。あわせて、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを発注者に提出するとともに、検査時及び発注者より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。（A・B2・D・E 票の写しを提出）
- ③ 受注者は、建設副産物の搬出にあたって仮置場等を設置することとし、仮置場の確保、仮置場までの運搬及び積み込み等の費用について負担すること。なお、仮置場を確保する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条に掲げる基準（運搬・保管等に関する基準）を遵守し、仮置場における建設副産物を保管する場所の面積が 300 m<sup>2</sup>を超える場合は、廃棄物対策課への事前届出が必要であるので留意すること。

## (8) 剪定枝等の処分

受注者は、本業務により発生する剪定枝等の処分については、一般廃棄物として市内の再資源化施設へ搬出し、資源リサイクルの促進に努めなければならない。また、処理完了を確認するための処理伝票を発注者へ速やかに提出しなければならない。

なお、リサイクル処理を行った場合は、リサイクル伝票等の書類を発注者へ提出しなければならない。処分地は、市内の一般廃棄物処理施設とする。これ以外の処分地については基本的には認めない。指定処理施設への搬入については、搬入作業が円滑に行われるよう発注者及び搬入先と搬入計画（搬入日、搬入量等）を十分調整し、搬入するものとする。受け入れ条件等は、搬入しようとする処理施設の条件とする。

## (9) 地域住民及び周辺環境への配慮

### ① 地域住民及び周辺環境への配慮

受注者は、本業務の実施にあたり、景観に配慮し、周辺環境との調和を図るとともに、地域住民の生活環境への配慮に努めなければならない。

受注者は、計画的な作業の着工前に「作業・工事のお知らせ」を作成し、発注者の承認を得た後、地元住民及び店舗等に配布し周知すること。また、緊急車両やゴミ収集車両等の通行に支障となる場合は、関係機関と事前に協議すること。

### ② 街区基準点の管理保全

受注者は、街区基準点の一時撤去、滅失、毀損、移転等により、その効用に支障をきたした場合、国土交通大臣が定めた「作業規程の準則」の規定に基づき、当該街区基準点を既設と同様の構造により再設置し測量の成果を修正し報告すること。

### ③ 用地境界の確認と復元

用地境界付近で作業する場合（既存境界石・杭・鋌等、構造物の撤去または一時除去が必要な場合）については、必ず隣接地または物件の所有者及び発注者の立会いを求め、現況の確認及

び復元に必要な写真の撮影や測量等を行い、同意を得たうえで施工しなければならない。

④ 家屋調査等

受注者は、作業に先立ち、必要に応じて隣接民地の家屋等に対する事前の写真撮影等の調査を実施し、現状を確認すること。

⑤ 使用する車両・建設機械

ア 低騒音、低振動、排気ガス対策型機械の使用

車両・建設機械は、低騒音、低振動、排気ガス対策型機械を使用する。

イ ダンプトラック等による過積載等の防止

受注者は、当該作業を実施するに当たり、過積載等の防止のため、奈良市土木工事標準仕様書及び奈良県県土マネジメント部が発行する土木請負工事必携に定める「ダンプトラック等過積載防止対策要領の制定について」を遵守しなければならない。

⑥ 舗装の切断作業時に発生する排水の処理

ア 受注者は、当該排水の処理に関して処理状況（収集・運搬・処分）を明確に把握できる記録（写真撮影等）すること。

イ 受注者は、当該排水が発生しない工法（空冷式等）を採用した場合も、排水が発生する工法で施工する場合と同様に、吸引する装置の併用等粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については適正な運搬・処理を実施することとし、産業廃棄物管理表（マニュアル）を発注者に提示するとともに、「産業廃棄物処理確認票」を提出すること。

(10) 既設構造物・埋設物の対策

受注者は、作業箇所及びその周辺にある地上・地下の既設構造物・地下埋設物に対して支障を及ぼさないよう事前に調査し、必要な処置を施さなければならない。

万が一、損害を与えた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任において復旧・補修すること。

(11) 施設・機材・材料の手配等

受注者は、本業務の履行にあたって必要な施設・機材・材料については、全て受注者の負担で手配しなければならない。ただし、発注者が管理する土地、施設、車両、設備機器、備品類について、緊急時やこれらを利用することにより効率的、効果的な業務の遂行が実現する等、その必要性が認められる場合には、協議のうえで貸与する場合がある。

なお、無断で発注者が管理する土地、施設等及び民有地等に車両等を駐車または作業に必要な資機材の保管や材料の加工等を行うことを禁ずる。

① 資材等の県産品優先選定

受注者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。なお、奈良県産品とは、次に示すものとする。

ア 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造された資材・製品

イ 奈良県及び県内市町村、産業支援団体等の公的機関の補助を受けて開発された資材・製品

- ウ 県内企業が開発し、県外の工場で製造された資材・製品
- エ 二次製品において、材料が県外製品であっても県内の工場等で製造・加工されたもの（材料が県内産品で、県外の工場等で製造・加工されたものは除く）
- オ 奈良県リサイクル認定製品

② 再生材の使用

- ア 本業務の施工において使用する再生材（再生クラッシャーラン、再生粒度調整砕石、再生コンクリート砂、再生加熱アスファルト混合物）については、作業の目的物に要求される品質等を確保したうえで、作業実施箇所から20kmの範囲内で奈良県内に再資源化施設がある場合は、県内の再資源化施設で製造された再生材を使用すること。
- イ 上記アに記載しない再生材の使用にあっても、奈良県産品の使用をより一層努めること。
- ウ 再生材の使用にあたっては、奈良県県土マネジメント部が発行する土木請負工事必携に定める「再生材の使用に関する取り扱いについて」によること。
- エ 再生材の使用にあたっては、使用前に再生資源化施設が発行する試験成績書を発注者に提出すること。また、搬入時に不純物の混入が無いこと等、品質を確認すること。
- オ 現場に搬入された再生材が品質等その使用が不相当と発注者から指摘された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料についても、再検査（または確認）を受けること。

(12) 道路使用許可

受注者は、道路施設の維持管理作業時に道路交通法第80条に基づき発注者が用意する「道路工事等協議並びに通行禁止等の意見照会」を所轄警察と協議し、維持管理作業を実施しなければならない。

(13) その他

受注者は、本要求水準書または奈良市土木工事標準仕様書のいずれにも定めがない問題等が生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ指示に従うものとする。

### 3 総価契約業務の要求水準

#### (1) 統括マネジメント業務の要求水準

##### ① 提出書類の作成及び提出時期

受注者が発注者へ提出する書類及び提出時期については、次の「表6 提出書類一覧」のとおりとする。

表6 提出書類一覧

提出書類	内容	提出時期
業務計画書	各業務の作業計画書	事前準備期間
	産業廃棄物等処理計画	
	特定テーマの作業計画	
	リスク管理についての方策	
年間セルフモニタリング実施計画書	各業務項目が要求水準と同等以上に適正に履行するための作業計画	
業務リスク対策を示した資料	業務上のリスクを想定し、不測の事態に備えるため、損害賠償責任保険等に加入する等、対策の状況	
質問書	課題検討等の質問を事前に把握している場合	定例会議開催日の7営業日前
報告書	前回の定例会議の打合せ議事録	定例会議開催日の3営業日前までに提出
	業務報告（日常報告、緊急報告）一覧	
	市民等からの要望・相談等の受付件数内訳（日別、月別、累計及びその内容、写真等）	
	対応件数算出の元データ等、件数の正確性を担保する資料	
	月間業務計画表（前月、当月、来月）	
	実績額管理表（月別及び累計）、総価契約等の各作業報告の内容を各業務項目に整理した完了報告書	
月間セルフモニタリング実施報告書		
事録	定例会議の議事録	定例会議開催日の翌日から10営業日以内に提出
案内標識等点検・修理対応結果に係る報告書	案内標識等の点検結果及び修理等の対応結果について取りまとめた報告書	本業務の履行期間満了時に提出する
引継ぎ資料及び資料データ	引継ぎが必要な事項や課題事項等について対象区間毎に整理した資料とそのデータ	引継ぎ時に発注者が指定する期日に提出
委託業務完了報告書	業務の状況をまとめた委託業務完了報告書	履行期間満了時に、発注者の承認を得て、指定する期日に提出
	年間セルフモニタリング実施報告書	

## ② 事前準備

受注者は、事前準備期間（契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで）に発注者と協議を行い、次の資料を作成し発注者に提出するものとする。

ア 業務計画書

イ 年間セルフモニタリング実施計画書

ウ 業務リスク対策を示した資料

## ③ 業務計画書の作成

受注者は、本要求水準書と公募時の提案書に基づき、本業務に係る業務計画書を作成すること。業務計画書には、巡回や清掃等の計画、緊急時の対応等、業務実施に必要な事項等を記載すること。

ア 業務計画書は、「表1 受注者の業務範囲」に規定している作業内容、セルフモニタリング実施計画、実施体制等で構成する。

イ 受注者は、事前準備期間中に発注者と協議のうえ、業務計画書を作成し承認を受ける。

ウ 業務計画書には、次の内容を含めるものとする。

### a 各業務の作業計画

本要求水準書を基に、各業務における具体的な作業計画を記述する。数量で記載することが可能な作業については、一式ではなく、回数・本数・㎡等で表記する。

### b 産業廃棄物等処理計画

産業廃棄物の処分先等具体的な作業計画を記述する。

### c 特定テーマの作業計画

提案した特定テーマに対し、具体的な作業計画を記述する。

### d 別紙1の「リスク分担表」に基づき、本業務のリスク管理についての方策を記述する。

## ④ 業務報告

ア 日常報告

受注者は、市民等からの通報等を受け付けた内容を一覧にまとめ、日報として第3章第2項(4)で構築したシステムを活用し、発注者に報告する。

イ 緊急報告

受注者は、平日、休日、夜間に緊急性の高い報告事項が発生した場合は、あらかじめ定める緊急連絡体制により速やかに発注者へ報告しなければならない。

## ⑤ 定例会議の開催

ア 定例会議

a 受注者は、月に1回発注者と定例会議を開催する。

b 定例会議の出席者は、発注者、受注者の統括責任者及び副統括責任者とする。事情により受注者側の責任者のいずれかが出席できない場合は、発注者の承認を得て統括責任者が指名した者が出席できるものとする。定例会議の開催にあたり、受注者は、発注者と日程及び開催場所を調整する。

c 課題検討等で事前に把握できているものは、定例会議開催日の7営業日前までに発注者へ質問書等を提出する。

d 受注者は、定例会議開催日の翌日から 10 営業日以内に議事録を作成し、発注者に提出し承認を得ること。

#### イ 報告

##### a 定期報告書の提出

定期報告書の電子データは、毎月の定例会議開催日の 3 営業日前までに発注者へ提出しなければならない。定例会議用資料については、発注者が指定した部数を定例会議の当日に紙媒体により提出すること。

##### b 定期報告書の内容

定期報告書は、次の内容を含むものとする。なお、件数で報告するものはグラフ化する等分かりやすく表示する。

- ・前回の定例会議の打合せ議事録
- ・業務報告（日常報告、緊急報告）一覧
- ・市民等からの要望等の受付件数内訳（日別、月別、累計及びその内容）、対応件数算出の元データ等、件数の正確性を担保する資料
- ・月間業務計画表（前月、当月、来月）
- ・実績額管理表（月別及び累計）、総価契約等の各作業報告の内容を各業務項目に整理した完了報告書
- ・月間セルフモニタリング実施報告書（初月は必要なし）
- ・その他発注者が指示する事項

#### ⑥ セルフモニタリングの実施と報告

ア 受注者は、別紙 2 の「モニタリング手順書」に基づき、事前準備期間に年間セルフモニタリング実施計画書を作成し、発注者の承認を得て提出すること。

イ 受注者は、各業務項目が要求水準を満たし、適正に履行されているかを確認するため、事前準備期間に各業務のセルフモニタリング様式を作成し、発注者の承認を得ること。

ウ 受注者は、別紙 2 の「モニタリング手順書」に基づき、セルフモニタリングを実施し、セルフモニタリング実施報告書を毎月の定例会議開催日の 3 営業日前までに提出する。

エ 発注者は、業務計画書、定期報告書、第三者へ別途委託するモニタリング業務の結果を基に、受注者がセルフモニタリングを実施した結果と要求水準が同等かそれ以上であることを監視する。

オ 発注者は、別紙 2 の「モニタリング手順書」による契約金額の変更要件に該当する場合は、双方合意しているものとして、契約変更することができる。

カ 発注者は、別紙 2 の「モニタリング手順書」に基づく各業務のモニタリングを行った結果、要求水準を達成しない恐れがあるまたは達成しないと判断した場合は、受注者に対する是正勧告等を行い、改善されない場合は、委託料の支払いの減額、契約解除することができる。

#### ⑦ 引継ぎ作業

ア 受注者は、次期の包括的道路維持管理業務委託の受注者への業務引継ぎのため、必要な資料の作成及び引継ぎ作業を行う。

イ 受注者は、次期の包括的道路維持管理業務委託の実施時に道路施設の維持管理業務に支障の出ないように引継ぎを行わなければならない。具体的には、引継ぎが必要な事項や課題事項

等について対象区間毎に整理した資料及び資料データを作成し提出する。

ウ 受注者は、次期の包括的道路維持管理業務委託の受注者に対し、発注者の同席のもとで引継ぎする。なお引継ぎの時期は、発注者が指示する。

⑧ 委託業務完了報告

受注者は、履行期間終了時に業務の状況をまとめた委託業務完了報告書を発注者の承認を得て提出する。提出方法及び提出時期等については、発注者が別途指示する。

(2) コールセンター業務の要求水準

① コールセンターの設置

市民等からの通報等について、受注者はコールセンターを設置し専属のオペレーターにて電話での対応を行う。受付を行った対応状況については、第3章第2項(4)で構築したシステムを活用し発注者に報告する。

② コールセンターの運営

ア 受注者は、受付を行った通報等について「図1 通報から対応のフロー」に基づき、当該地の所有者等調査及び緊急巡回を実施した後、発注者に速やかに報告すること。

イ 緊急性がある通報等は、受付を行った時点で速やかに発注者に報告すること。また、発注者の判断が求められる場合は、あらかじめ定める緊急連絡体制により対応指示を受けること。

ウ コールセンター業務の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとし、遅滞なく通報等を受け付けるための業務従事者を配置しなければならない。

エ コールセンターの設置及び運営に係る経費は、受注者が負担する。

オ 通報内容の受付から対応までについては、以下の「表7 通報内容別の受注者対応一覧」を参考にすること。また、「表7 通報内容別の受注者対応一覧」以外の通報内容については発注者に報告する。

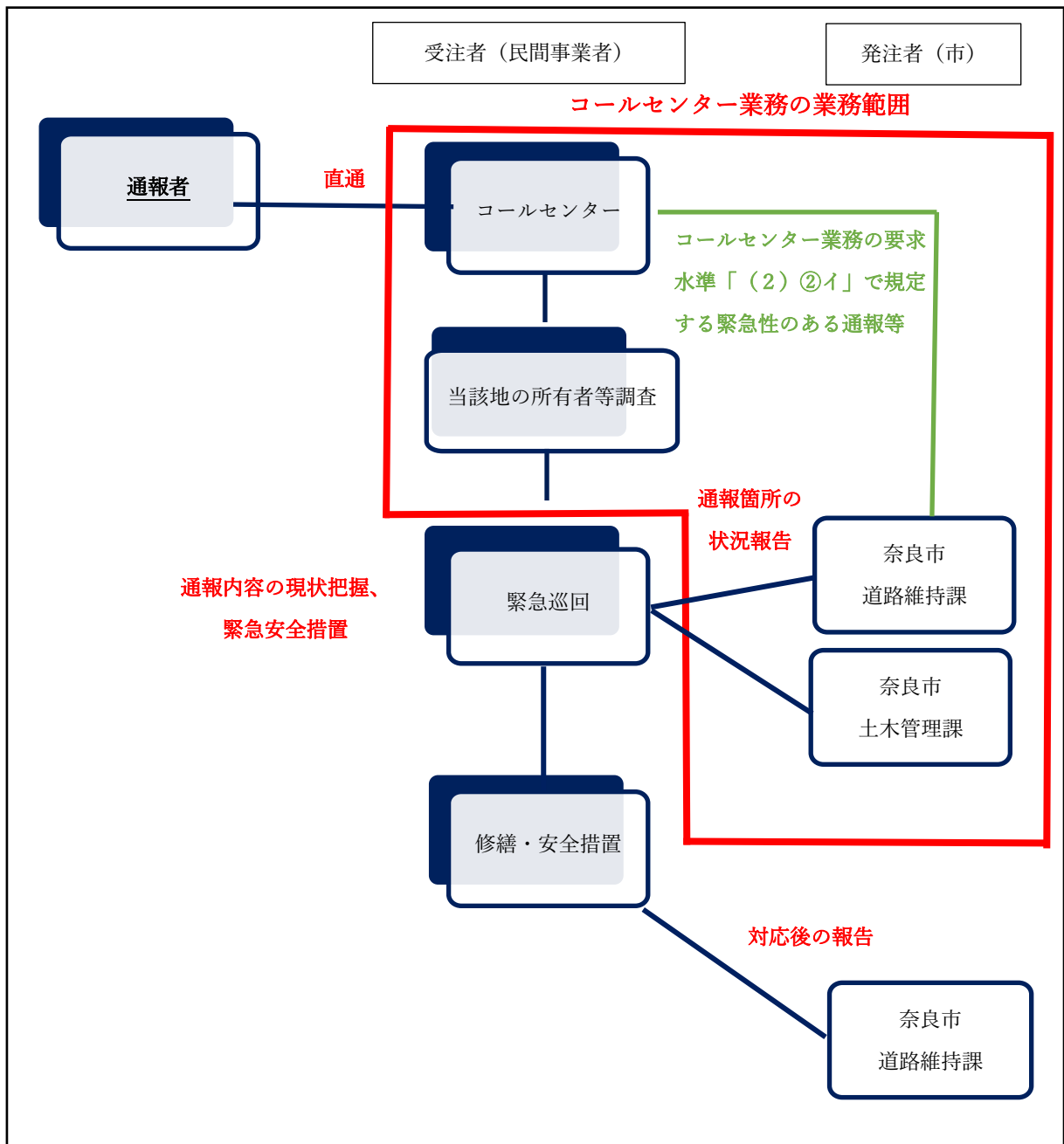


図1 通報から対応のフロー

表7 通報内容別の受注者対応一覧

	通報内容	受注者の対応
対応例1	街路樹等の倒木 草刈り ポットホール 陥没 道路側溝等のつまり 道路側溝等の補修 道路側溝等の掃除 舗装の補修 鉄ふたの音なり 振動 街路樹の落ち葉処理 側溝等への落下物の回収	①電話受付（コールセンター直通電話または発注者からの要請） ②調査（所有者等調査、緊急巡回） ③調査後速やかに【道路維持課】に報告 ④対応（修繕） ⑤対応後速やかに【道路維持課】に報告
対応例2	枝が道路に出ている 民家からの草木 不法投棄 法定外公共物（水路）	①電話受付（コールセンター直通電話または発注者からの要請） ②調査（所有者等調査、緊急巡回） ③調査後速やかに【土木管理課】に報告
対応例3	要望書の確認 作業・工事のお知らせの 確認街路灯の異常	①電話受付（コールセンター直通電話） ②【道路維持課】に報告

① 通報等の対応

電話受付においては、通報者の氏名・住所・連絡先・内容・場所・発生時間等、対応に必要な事項を把握する。

② 当該地の所有者等調査

市民等からの通報等及び発注者から要請があった業務は、第3章第2項(4)で構築したシステムを活用し、当該地の所有者等調査を実施する。

③ 通報等の報告

ア 市民等からの通報等及び発注者から要請があった業務の調査結果は、速やかに発注者に報告する。

イ 市民等から通報等を受けた業務及び発注者から要請があった業務については、日常報告として発注者に報告する。

ウ 市民等から通報等を受けた業務及び発注者から受注者に要請があった業務については、受付記録簿を作成し、その顛末を含む事項を業務項目ごとに分類して作成し、定例会議の際に定期報告書として提出する。

(3) 巡回業務の要求水準

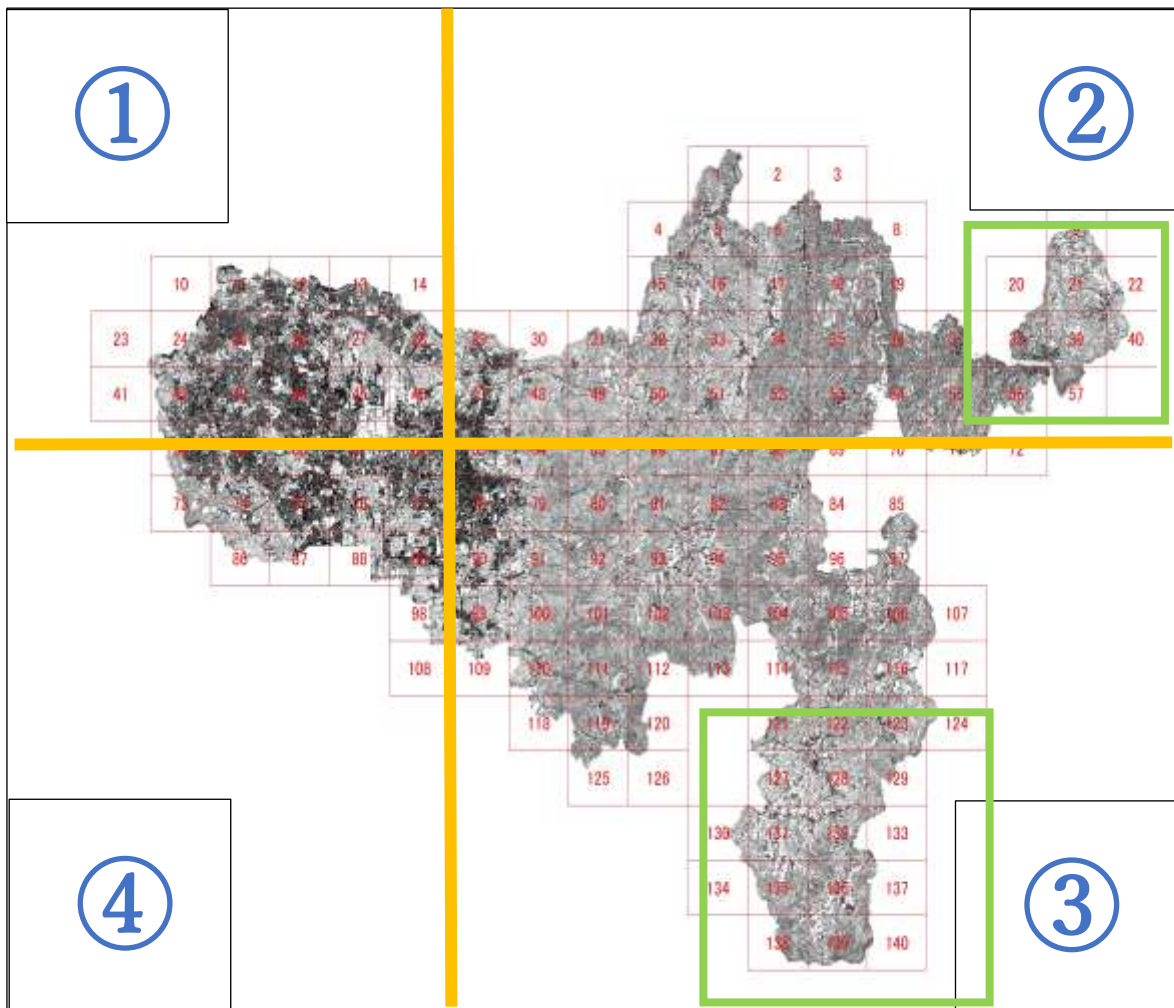
① 定期巡回

ア 受注者は、定期的に対象区域内の別に指定する路線の道路巡回を実施し、損傷、落下物等の状況を確認し、必要に応じ補修や改修等の処置を行う。また、定期巡回時に対応する必要があった場合は、場所や時間を確認するとともに内容や状況を写真等で記録し、発注者と情報を共有する。

イ 受注者は、「重大な事象の発生を未然に防止すること及び通報の抑制」及び「要求水準の達成状況の確認、課題の抽出、解決策の検討に資する管理情報の収集」を目的として、発注者が指定する路線で適切なルート及び回数等を設定し各月1回以上巡回すること。

a 受注者は、「図2 発注者が想定する定期巡回の範囲と区域分けの例」を参照、適切なルート及び回数を設定する。

例：対象区域を四分割し、本業務履行期間中のしかるべき時期に各エリアあたり3回以上の巡回を実施する。



※緑枠：都祁・月ヶ瀬地域

図2 発注者が想定する定期巡回の範囲と区域分けの例

ウ 受注者は、市民等の安全性に関わる道路施設の軽微な不具合（ポットホールや舗装表面のひび割れ等）を発見した場合は、速やかに補修する。

エ 巡回中に落下物を発見した場合は、円滑な交通を確保した後に速やかに落下物を回収し、あらかじめ届出している搬入施設へ運搬し適切に処理する。

## ② 緊急巡回

ア 受注者は、災害や事故等の発生する恐れがある場合は、別に指定する路線の事前巡回を実施し、道路施設の損傷等の状況を確認し、応急対応及び安全措置を行う。

イ 緊急巡回時の落下物の対応は、定期巡回と同様に速やかに円滑な交通を確保した後に落下物を回収し、あらかじめ届出している搬入施設へ運搬し適切に処理する。

ウ 受注者は、次の事象が発生した場合には緊急巡回を実施すること。その際は、通行に支障がない事を合わせて確認する。

a 道路陥没、倒木、台風、大雨、強い地震、降雪、強風等の発生時

b 落下物や動物の死骸等により通行に支障があるとして市民等から通報等を受けた場合

c 発注者の要請時（主に、事故や緊急の要望相談等の発生時）

d 市民等からの通報等

e その他、必要と認められる場合

エ 緊急巡回時、要望箇所の状況が容易に把握できるよう近景、遠景の2カットで明瞭に撮影し、発注者が第3章第2項(4)で構築したシステムを活用し、速やかに報告する。

## (4) 交通安全確保業務の要求水準

### ① 道路施設の事故対応

コールセンター業務で受付を行った市民等からの通報等や巡回業務等により、本業務の道路施設に関する交通事故等の事故とそれに伴う火災等（以下「事故等」という。）の発生が判明した場合は、事故等の現場に速やかに向かい、緊急安全措置及び事故処理対応を行う。

### ② 現地確認及び安全確保

ア 受注者は、事故等が発生した現場において、通行者等の安全確保のために迅速に応急対応及び安全措置を行う。

イ 受注者は、原因者（加害者）に事故等の内容や状況を確認し、現状を正確に把握するとともに速やかに発注者へ報告する。

ウ 受注者は、原因者（加害者）が事故等の現場にいる場合、原因者またはその代理人（保険会社等）と発注者の連絡調整を支援する。また、発注者と原因者との連絡調整においては、遅滞無く円滑に調整が実施されるよう努めることとする。

エ 受注者は、現場確認時に原因者（加害者）と接触できた場合は、氏名・住所・連絡先・発生時間等を聞き取り、速やかに発注者へ報告する。

オ 受注者は、原因者（加害者）が事故等の現場にいる場合、道路施設の復旧に係る費用は原因者（加害者）の負担である旨を伝える。

カ 受注者は、事故等の現場において、市民または消防からの立会の要望、警察からの事情聴取等があった場合は対応する。

キ 現地処理作業の必要判断及び実施

- a 受注者は、円滑な交通を確保するため、損傷した道路施設の安全措置を行う。なお、発注者の判断が求められる場合は、発注者へ緊急連絡をとり、指示を受けること。
- b 受注者は、事故等により破損した道路施設によって通行に支障がある場合は、破損した道路施設を除去したうえで発注者が指定する場所に搬入し、一時保管する。
- c 損傷した道路施設の安全措置を講じる場合は、「補修・修繕業務」の作業として実施する。
- d 受注者は、事故等の現場の近景及び遠景で損傷した道路施設等の画像を撮影し発注者に速やかに報告する。

(5) 災害対応業務の要求水準

① 道路施設の災害対応

受注者は、対象区域内の別に指定する路線で災害が発生する恐れがある場合の事前対応及び対象区域内で災害が発生した場合の災害対応を行う。災害の定義は「奈良市地域防災計画第1章第3節」の規定によるものとする。

② 事前巡回の実施

受注者は、台風や豪雨等による災害が発生する恐れがある場合、対象区域内の別に指定する路線で過去に倒木や冠水が発生した道路施設について、重点的に事前巡回を実施し、予め危険要因の予防保全対策（倒木処理、土嚢積み等）を行う。

また、対策箇所については、発注者に速やかに報告する。

③ 災害緊急巡回の実施

受注者は、災害が発生した場合には、対象区域内の災害緊急巡回を実施する。巡回においては、自らの安全を確保したうえで道路施設の損傷状況等を確認し、道路施設の被災場所、被災内容、確認時刻等、速やかに発注者へ報告する。

④ 現地処理作業の必要判断及び実施

ア 受注者は、「奈良市地域防災計画第1章第3節」で想定する災害が発生した場合は、災害対策本部からの要請に基づき、発注者の指示により現地状況確認を行い対処可能な応急作業を実施する。

イ 受注者は、災害等が予測される場合は、事前に発注者と協議する。

ウ 受注者は、災害等が予測される場合は、即時対応できるように必要な人員、資機材等（土嚢等）を準備し待機する。

エ 本市が各種災害警報の対象区域に含まれた場合は、災害対応業務により、道路施設が使用不能、通行不能となる状態とならないように対応する。

オ 受注者は、自らの安全を確保したうえで、道路施設が安全に利用できない状態であることが明らかである場合は、受注者の判断により危険に関する注意喚起を行い、速やかに発注者へ報告し、その後の指示を受ける。

⑤ その他

ア 受注者は、災害対応業務で想定していない事象が発生した場合は、発注者から指示を受けること。

イ 災害対応業務においては、道路施設の本復旧を求めるものではない。

(6) 補修・修繕業務の要求水準

受注者は、対象区域内の巡回中及び市民等からの通報等により事象を確認した道路施設の損傷箇所（100万円以下）の補修・修繕を行う。

① 道路及び道路附属物等の補修・修繕

受注者は、道路の円滑な通行に支障がないよう、軽微な損傷に対して補修・修繕を行う。

② 歩道等の補修・修繕等

受注者は、対象区域内の歩道等について、補修・修繕等を行う。補修・修繕等の対象は、縁石、雨水枳（排水関係）、舗装関係（平板、アスファルト、ダスト等）、車止め、点字ブロック、看板類とする。

③ その他、発注者が指示する道路施設の補修・修繕等

受注者は、①、②以外の道路施設において、発注者が指示する方法により補修・修繕を行う。

現場確認等により道路施設の補修・修繕方法に疑義がある場合は、速やかに発注者と協議する。

④ その他、直ちに通行に危険が生じると判断した場合の現地処理作業の必要判断及び実施

受注者は、以下に掲げる事項に留意し、現場処理作業を実施する。

ア 作業実施前に近隣住民等に作業案内を通知する。

イ 市民等の安全に十分配慮し、適切に作業を実施する。

ウ 作業実施時に発注者が立会う場合または立会いが必要な場合は、事前に実施日時を十分協議調整する。

エ 天候等により対応や作業が困難な場合は、速やかに発注者に連絡し、作業を振り替える日時を調整する。

オ 緊急車両やゴミ収集車両等の通行に支障となる場合は、関係機関と事前に協議を行う。

(7) 案内標識等管理業務の要求水準

① 案内標識等の維持管理

ア 案内標識等の清掃

受注者は、巡回中及び市民等からの通報等により道路施設の汚れ等を発見した場合は、速やかに清掃を行う。

イ 案内標識等の修理等

受注者は、巡回中及び通報等で次のような道路施設の破損や不具合があった場合は、状況等を確認し速やかに修理等の対応を行う。

a 塗装の剥れ、折り曲げ、ねじれ等が発生し、表示が見えにくくなっている場合

b 取付部のゆるみ、破損が発生している場合

c 支柱及び取付金具にさびが発生している場合

d 支柱に凹み、曲がり、変形がある場合

e 金具類に曲がり、変形がある場合

f 埋込部にぐらつきがある場合

g 案内標識及び取付部品等が外れた場合

ウ 案内標識等の点検及び報告

受注者は、発注者が管理する案内標識等のポール、取付器具部及び基礎部の破損、腐食、汚れ、設置角度等の点検を本業務履行期間内に1回以上実施する。点検結果及び修理等の対応結果については、本業務の履行期間終了時に発注者に報告書として提出する。

② その他、直ちに通行に危険が生じると判断した場合の現地処理作業の必要判断及び実施

受注者は、以下に掲げる事項に留意し、現場処理作業を実施する。

ア 作業実施前に近隣住民等に作業案内を通知する。

イ 市民等の安全に十分配慮し、適切に作業を実施する。

ウ 作業実施時に発注者が立会う場合または立会いが必要な場合は、事前に実施日時を十分協議調整する。

エ 天候等により対応や作業が困難な場合は、速やかに発注者に連絡し、作業を振り替える日時を協議調整する。

オ 緊急車両やゴミ収集車両等の通行に支障となる場合は、関係機関と事前に協議を行う。

(8) 植栽管理業務の要求水準

受注者は、対象区域内にある街路樹の剪定、伐採、除草等の作業を行う。

① 低木の剪定作業

ア 受注者は、対象区域内の低木が通行支障の原因となっている場合は、支障部分について剪定を行う。

イ 枯損木処理・控木撤去・控木結束直し・控木取付・倒木復旧・剪定・消毒・清掃等の作業を行う。

ウ 街路樹等の植栽の生育状況（樹形や損傷、病虫害、枯れ具合等）を確認し、発注者に適宜報告を行う。

② 中木・高木の定期剪定

ア 受注者は、本業務履行期間内に発注者が別途指定する路線の剪定作業を行う。

なお、剪定する時期については、発注者と協議すること。

イ 受注者は、対象区域内の中木・高木が通行支障の原因となっている場合は、支障部分について剪定を行う。

ウ 街路樹が民地へ越境している場合や通行支障が発生している場合は、速やかに剪定を行う。

エ 枯れ枝、折れ枝、越境枝、胴吹き枝の剪定を行う。

オ 枯損木処理・控木撤去・控木結束直し・控木取付・倒木復旧・剪定・消毒・清掃等の作業を行う。

カ 街路樹等の植栽の生育状況（樹形や損傷、病虫害、枯れ具合等）を確認し、発注者に適宜報告を行う。

③ 高木伐採

ア 枯損木や倒木の危険があることを発見した場合は、伐採を行う。

イ 優良な生木は、原則として伐採を行わない。

ウ 発注者が別途高木伐採を指示する場合は、発注者と受注者で現地確認等を行い対応すること。作業内容等に疑義がある場合は速やかに発注者と協議する。

④ 草刈り・除草（植栽樹、街渠、ILB の隙間等）

受注者は、対象区域内の道路施設（植栽樹等の有無に関わらず）の雑草等が通行支障となっている場合は、支障部分について芝刈り、雑草の除草、清掃等の作業を行う。

ア 作業は根まで取り除き、歩道の街渠ブロックや ILB の隙間も除草する。

イ 車の乗入れ部等の視認性が悪い場所は、積極的に除草を行う。

⑤ その他、直ちに通行に危険が生じると判断した場合の現地処理作業の必要判断及び実施

受注者は、以下に掲げる事項に留意し、現場処理作業を実施する。

ア 作業実施前に近隣住民等に作業案内を通知する。

イ 市民等の安全に十分配慮し、適切に作業を実施する。

ウ 作業実施時に発注者が立会う場合または立会いが必要な場合は、事前に実施日時を十分協議調整する。

エ 天候等により対応や作業が困難な場合は、速やかに発注者に連絡し、作業を振り替える日時を協議調整する。

オ 緊急車両やゴミ収集車両等の通行に支障となる場合は、関係機関と事前に協議を行う。

(9) 害虫対応業務の要求水準

受注者は、道路施設において、害虫の駆除を行うこと。

① 害虫駆除の実施

ア 受注者は、巡回中や通報等で通行者等の身体及び財産に影響を与える恐れがある場合または影響がある害虫を発見した場合は、通行者等に注意喚起を行い、速やかに駆除をすること。

イ 受注者は、駆除の実施が危険と判断される場合は、速やかに発注者に報告し専門機関等へ相談する。

ウ 害虫駆除の薬剤散布は、人体への影響を考慮し原則行わない。薬剤散布せざるを得ない場合においては、発注者と協議し承認を得たうえで実施する。

② その他

害虫を駆除する場合、必要な許可を得て実施する。

③ その他、直ちに通行に危険が生じると判断した場合の現地処理作業の必要判断及び実施

受注者は、以下に掲げる事項に留意し、現場処理作業を実施する。

ア 作業実施前に近隣住民等に作業案内を通知する。

イ 市民等の安全に十分配慮し、適切に作業を実施する。

ウ 作業実施時に発注者が立会う場合または立会いが必要な場合は、事前に実施日時を調整する。

エ 天候等により対応や作業が困難な場合は、速やかに発注者に連絡し、作業を振り替える日時を調整する。

オ 緊急車両やゴミ収集車両等の通行に支障となる場合は、関係機関と事前に協議を行う。

(10) 清掃業務の要求水準

① 道路・歩道清掃

受注者は、対象区域内の道路、側溝等の道路施設について、常に良好な状態で市民等が利用

できるよう、道路、歩道、道路側溝等の枯れ枝、落葉、土砂、糞尿やゴミの散乱等を機械または人力で清掃し、道路の円滑な通行に支障のないよう実施する。

- ア 発注者が別途指定する一級路線については、各月 1 回以上の清掃等を行う。
- イ 発注者が別途指定するその他路線については、本業務履行期間内に 6 回以上設定し、計画性をもって清掃等を行う。
- ウ 道路上に通行を妨げる落下物等を発見した場合は、円滑な交通を確保した後に速やかに落下物を回収及び運搬し適切に処理すること。
- エ 対象区域の道路に動物の死骸があった場合、円滑な交通を確保した後に通行に支障のない箇所へ移動し、空箱等に入れて処理し、収集課へ対応要請の連絡をする。
- オ 受注者は収集したゴミ、土砂等をあらかじめ届出している搬入施設へ運搬し適切に処理する。
- カ 受注者は、収集した缶、瓶、ペットボトル等を分別収集し、あらかじめ届出している搬入施設へ運搬し適切に処理する。
- キ 運搬処理する際は、積載したゴミ等が飛散しないよう十分注意する。
- ク 落葉清掃（花卉・果実等）も対象とする。
- ケ 鳥獣等の糞尿による汚損について、通行者等に十分注意し、飛散防止措置等を講じて適切に処理する。
- コ 汚物等の処理対応は、通行者等に十分注意し、飛散防止措置等を講じて適切に処理する。
- サ 清掃作業の障害となるものは、事前に移動等を行い、清掃後原状復旧する。
- シ 受注者は、放置原動機付自転車及び放置自転車が奈良市自転車等の安全利用に関する条例第 7 条に規定する自転車等放置禁止区域に放置されている場合は、環境政策課へ報告し、その他の道路施設に放置されている場合は、発注者へ報告する。
- ス 放置自動車があった場合、発注者へ報告する。
- セ 道路清掃に使用する車両は、先行車、路面清掃車、ゴミ運搬車とする。道路清掃車は、運行記録計（タコグラフ）を装備する。なお、使用車については、あらかじめ発注者に承認を得た車両を使用しなければならない。その際、承認を得た車両の車検証の写しを提出すること。
- ソ 緊急時の作業実施は、台風や大雨、暴風の後や落葉時期とする。

## ② 雨水桝等の土砂除去（浚渫）

対象区域内にある雨水桝、埋設管、横断側溝、雨水排水管、暗きょ等については、良好な状態を維持するため、雨水桝等の清掃、異物除去、側溝の補修、洗浄等、機能の維持に必要な作業を行う。

- ア 道路冠水が発生することのないよう定期的な清掃を実施する。
- イ 収集したゴミ・土砂等は速やかにあらかじめ届出している搬入場所へ運搬し適切に処理する。
- ウ 緊急時の作業実施については、台風や大雨、暴風の後及び落葉時期とする。

エ アンダーパス道路に設置されているポンプピットの浚渫を実施する。

奈良市内、6箇所にあるポンプピット内の浚渫（付近側溝の清掃、草刈り業務も含む）を行う。施工頻度は2回／年実施する。（別途、職員より指示）

③ 除雪融雪剤散布及び除雪

受注者は、積雪が予想される時期において、対象区域内の道路施設のうち、発注者が指定した路線及び箇所に適宜除雪融雪剤を散布し、積雪があった場合は、除雪作業を行うこととする。

また、別紙5の指定する箇所について、12月初旬に除雪融雪剤を設置し3月下旬に撤去を行うこと。

なお、降雪後には各除雪融雪剤設置個所の点検を行い、除雪融雪剤が指定した数量に満たしていない場合には補充を行うこと。

※除雪融雪剤散布用車両及び融雪剤散布機は受注者が用意することとする。

④ その他、直ちに通行に危険が生じると判断した場合の現地処理作業の必要判断及び実施

受注者は、以下に掲げる事項に留意し、現場処理作業を実施する。

ア 作業実施前に近隣住民等に作業案内を通知する。

イ 市民等の安全に十分配慮し、適切に作業を実施する。

ウ 作業実施時に発注者が立会う場合または立会いが必要な場合は、事前に実施日時を調整する。

エ 天候等により対応や作業が困難な場合は、速やかに発注者に連絡し、作業を振り替える日時を協議調整する。

オ 緊急車両やゴミ収集車両等の通行に支障となる場合は、関係機関と事前に協議を行う。

(11) 法定外公共物等管理業務の要求水準

受注者は、対象区域内の法定外公共物等の管理業務を行う。

① 管理業務

法定外公共物等の破損、汚損、土石、汚物等の堆積、雑草の成長等により、効用に支障をきたす恐れがある場合は、それらを防止するため速やかに作業を行う。

② 管理作業の参考例

法定外公共物等の管理作業の参考例を次のとおり示す。

ア 草刈、除草

イ 剪定、伐採

ウ 防草シートの設置

エ 簡易舗装

オ 投棄物発見時の発注者への報告

カ 車止め、ポストコーン等設置

キ 注意看板等設置

③ その他

関係機関との連携が必要な場合は、発注者と協議のうえ対応する。

- ④ その他、直ちに通行に危険が生じると判断した場合の現地処理作業の必要判断及び実施  
受注者は、以下に掲げる事項に留意し、現場処理作業を実施する。
- ア 作業実施前に近隣住民等に作業案内を通知する。
  - イ 市民等の安全に十分配慮し、適切に作業を実施する。
  - ウ 作業実施時に発注者が立会う場合または立会いが必要な場合は、事前に実施日時を調整する。
  - エ 天候等により対応や作業が困難な場合は、速やかに発注者に連絡し、作業を振り替える日時を協議調整する。
  - オ 緊急車両やゴミ収集車両等の通行に支障となる場合は、関係機関と事前に協議を行う。

(12) 埋設管 TV 調査業務の要求水準

① 埋設管 TV 調査の実施

受注者は発注者の指示により集水桝等の埋設管の TV 調査を行う。

- ア 受注者は、必要に応じて発注者と実施方法等を協議し、TV 調査を実施する。
- イ 受注者は、TV 調査の結果を速やかに発注者に報告する。

② その他、直ちに通行に危険が生じると判断した場合の現地処理作業の必要判断及び実施  
受注者は、以下に掲げる事項に留意し、現場処理作業を実施する。

- ア 作業実施前に近隣住民等に作業案内を通知する。
- イ 市民等の安全に十分配慮し、適切に作業を実施する。
- ウ 作業実施時に発注者が立会う場合または立会いが必要な場合は、事前に実施日時を調整する。
- エ 天候等により対応や作業が困難な場合は、速やかに発注者に連絡し、作業を振り替える日時を協議調整する。
- オ 緊急車両やゴミ収集車両等の通行に支障となる場合は、関係機関と事前に協議を行う。